

議 案 第 3 号

富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月15日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うため、富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

富士見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第9条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第10条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「（昭和22年法律第29号）」を削る。

本則に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。